

障害者歯科

口腔外科

1. 「障害者歯科」とは？

歯科治療の一分野で、障害者（身体障害、知的障害、精神障害があるため長期にわたり日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方）の歯科医療を行うことです。対象となる方も、脳性麻痺、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、自閉症、筋ジストロフィー、脳血管障害、嚥下障害など、非常に広い分野の障害を持っています。

2. 一般的な治療法は？

障害者は決して特別な存在ではありませんので、健常者への治療内容と同じように行なわれています。しかし、障害者が歯科医療を受ける際に、通常の歯科医療が困難な場合もあります。歯科に対する適応性や医学的管理に問題が生じる場合には、各々の障害に対する配慮や工夫を行い、通常の歯科医療を提供しています。近年、呼吸器疾患、循環器疾患、糖尿病など、広範囲の疾患に口腔内細菌が関連していると報告されています。そのような疾患に罹患している方は、障害をお持ちになることも多く、口腔ケアへの対策にも積極的に参加しています。

3. 本病院で行われている治療法は？

地域の歯科医院や石川県歯科医師会口腔保健センターにおいて、障害者の歯科治療が積極的に行われています。しかし、障害の種類や程度および歯科治療の内容によっては、本病院での治療が必要な方がいらっしゃいます。

そのような方には、本院麻酔科や小児科との協力で、静脈内鎮静法や全身麻酔法での歯科治療を行っています。事前に、静脈内鎮静法や全身麻酔法が可能か検査を行います。静脈内鎮静法の場合、日帰り入院か一泊入院が選択可能です。治療日に入院していただき、当日治療を行います。日帰り入院の場合は治療後問題がなければ、夕方に退院可能です。

全身麻酔法の場合は、治療の前日に入院していただき、翌日（入院2日目）に全身麻酔での治療を行います。治療後は問題がなければ翌日（入院3日目）に退院となります。多くの場合、2泊3日で退院となります。当院では、全身麻酔法で年間約10名の方が障害者歯科治療を受けています。

